

平家都落ちの現存歴史資料と「平家物語」諸本

橋口晋作

描き方の特徴を押さえることを第一にして、「平家物語」の展開、「平家物語」諸本の関係が検討の間に浮き上がつてくれれば、それは望外の成果に外ならない。

歴史資料の平家都落ち関係記事

「平家物語」に於ける所謂平家都落ちの場面については、早く渥美かをる氏が、「平家物語の基礎的研究」^(註一)の中篇「平家物語の諸本と詞章展開」の第四章「平家物語の詞章展開」の卷七「主上都落・福原落」で、「諸本間に詞章の大異は見ないが、記事配列に相違が著しい」と指摘されたところである。最近、筆者は拙稿「平家物語」と「吉記」

——依拠関係から「平家物語」を見る——^(註二)でこの平家都落ちの場面に「吉記」に依拠したと見られる記事の多いことを見出した。言うまでもなく、これら「吉記」に依拠したと見られる記事が多いのは、延慶本・四部合戦状本・長門本・源平盛衰記・南都本などの、所謂当道系以外の諸本である。これら当道系以外の諸本は、「吉記」などの歴史資料に依つてほぼ纏められていた平家都落ちに関する記事を編集して、平家都落ちの展開を如何に描くかということに工夫を凝らした試みの一つであろう。そして、覚一本・屋代本などの当道系諸本は、これらの試みに深く関わりながら、その展開を描いているように見える。従つて、渥美かをる氏が記事の有無、配列に注目してこの場面を論じられたのは、この点で大いに首肯されるのであるが、それぞれの工夫がどういうところにあつたかが具体化されていない。

筆者は、近年、「平家物語」の記事と依拠した歴史資料との関係を改めて見直そうとしている。^(註三)そこで、本稿においても、先ず諸資料の平家都落ち関係の記事を纏めて示し、その後「平家物語」の主な諸本の平家都落ちの書き方（捉え方）を、これらの記事などと対照しながら検討して行きたい。「平家物語」諸本がそれぞれに工夫を凝らした

六月十二日

①風聞云、爲守護近江國野海山、被催當國庄々兵士、藏人佐定長奉行之、又祇候北面之輩、不論堪否、可下遣東海道、不可被漏一人之由有沙汰云云、又前内府家人不嫌上官五位被催、（吉）

②又肥後守貞能率數萬兵、既着都賀邊云々、（吉）

十三日

源氏等已打入江州、筑後前司重貞單騎込上云々、（吉）

十八日

肥後守貞能今日入洛、軍兵幾千餘騎云々、日來及數萬之由風聞、洛中之人頗失色云々、（吉）

二十七日

早旦參新日吉社、可參本社之由相存之處、江州物忿云々、仍所參詣也、（吉）

二十九日

①世口噉々不驚、洛中上下東走西馳、負馬積車運雜物、（吉）

②但靜嚴已講只今下洛示送云、日來入江州源氏ハ末々者也、木曾冠者已入了、但叡山衆徒相議、於惡僧者皆同源氏是中堂衆等也去頃自北陸道歸山源平兩氏可有和平之由、以僧綱已講欲奏聞、此事若無裁許者、一山可同源氏云々、

其時若猶有入洛之好歟云々、此條尤可也々々、(吉)

七月一日

①賊徒今日可入洛之由兼日風聞、然而無其事、(玉)

②貞能議申云、不可遣追討使、只於勢田邊可相待云々、(玉)

二日

①仰云、賊徒可入洛之由風聞、其事若實者、可有行幸院御所歟、而内侍所御京外之條如何、兼又仙洞定物騷歟、其故平家武士等爲守護、定候御所邊歟、而賊徒打入者、縱於君無害心、與守護之武士、爲決雌雄、致狼藉云、已可爲戰場、此條如何、兩條可計奏者、申云、賊徒亂入花洛之程事、別段事也、院内同居之事、可被隨有様也、若有行幸者、賢所各別之儀、不可候京外之條、一切不可有憚、是尋常之時之儀也、仙洞狼藉之事、臨期左右也、兼日之案不可叶、此條已大事也、短慮難及歟者、親宗云、左大臣同有此問、不及他人、彼亟相申云、内侍所差副所司、可令御座溫明殿歟、賊不可奉取内侍所之故也云々、此申状聊有所存歟、而然余不甘心、有行幸者、劔壘可被奉具、賢所許雖奉離君、可無詮之故也、(玉)

②傳聞、頼朝忽不可出、只木曾冠者、十郎等分手於四方、可寄之由議定云々、(玉)

三日

①今日洛中騷動、(吉) 依浮説武士騷動、(玉)

②或云、秋節以前、賊徒可入京、或云、待關東之勢、九十月之比可

入洛云々、閨巷縱橫之說、彼是難知、(玉)

五日

定能卿來語云、有遣推問使可和親之議云々、然而未一定云々、

(玉)

六日 定長云、推問使事如定能談、(玉)

八日

①又有警固召仰、依賊徒入近江國中也、(吉) (百)

②今日、平氏公卿十人前内大臣宗盛以下以連署起請、送叡山准藤氏興福寺、以

延暦寺爲平氏々寺、准春日社以日吉社爲氏社之、(百) 一族の卿

相 内大臣宗盛 按察大納言頼盛 中納言教盛 中納言知盛

參議經盛 右衛門督清宗 三位中将重衡 三位中将維盛 徒三位

通盛 三位中将資盛等 都慮十人 同心連署してなくく 山王

に祈請して 大衆に和与するおもむき 叢岳は 桓武天王の御宇

に伝教大師円宗をひろめ 道場をひらきしより 仏法さかりにして

國家を鎮護す 爰東國の源氏党をむすひ群をなして 公を抄

領し出貢を押妨せり 当時弓馬の芸疎にして 累代勲功の跡たえ

なむとす 若仏神のたすけにあらすは いかて凶徒のかつにのる

をしつめむ つらく臣等か曩祖をおもへは よろしく本願の余

裔といひつへし 自今以後は 藤氏の春日社を氏神とし興福寺を

氏寺とせるかことくに 平家の日吉社を氏神とし延暦寺を氏寺と

して 山門のよろこひを一門のよろこひとし 社家のいきどをり

を一家のいきどをりとせむ ねかはくは七社の神明擁護をたれ給

へ ねかはくは三塔衆徒合力せしめよとなり したしきもうとき

も なさけ有もなさけなきも 此事をきく人 たもとをしほらす

といふ事なし 惡果きはまりて 宿運つきぬれば 仏神丹祈をう

け給はす (六代勝事記)

九日 金峯山多武峯等衆已蜂起、頼政入道黨在其中云々、(吉)

七月 (中略) 先づ北陸道ノ源氏ス、ミテ近江國ニミチケリ、(愚)

贈左大臣範季ノ申シケルハ、スデニ源氏ハ近江國ニミチテ六ハラ

サハギ候之時、院ハ今熊野ニコモラセ給テ候シニ、近習ニメシツ

ケラレテ候シカバ、ヒマノ候シニ、イカニモノ今ハ叶候マジ、

東國武士ハ夫マデモ弓箭ニタヅサイテ候ヘバ、此平家力ナヒ候ハジ、チガハセヲハシマス御沙汰ヤ候ベカラント申テ候シカバ、エマセヲハシマシテ、イマソノ期ニコソハト仰ノ候シトカタリケリ

(愚)

十日

①叡山衆徒、源平兩氏先日可和與之由、成議定、而源氏等依燒失日

吉社領、改先議、一向爲御方、且相防通路、且可征伐之由、又議

定了、而忽變其議云々、近日說々噏々、記無益、(吉)

②又源氏等着勢多云々、(吉)

十二日

傳聞、平家公卿十人連署内大臣已下也以日吉社爲氏社、以延暦寺爲氏寺、可奉歸仰之由、書起請狀、被送衆徒中云々、若是密事歟、聞此狀悲淚難抑、但棄平野社、用氏社、神慮有恐事歟、(吉)

十三日

世上事雖噏々不記、但丹波官軍得利云々、(吉)

十六日

①源氏稱十郎藏人行家者、已入伊賀國、去十四日與家繼法師號平田入道貞能兄合戰、又號二河冠者源氏、越入大和國云々、薩摩守忠度朝臣發向丹波國、引率百騎許云云、(吉)

②成廳下文可被遣江州賊徒許之由、其沙汰出來、可草進之由、被仰

頭辨兼光朝臣了、以主典代景宗可爲御使、已是推問使歟、自去頃此沙汰出來云々、可有此儀者、早速尤可遣歟、獲麟之後若不相叶歟、(吉)可被遣院御使於江州之間事、被問左府内府等、各被申可被遣廳御下文之由云々、(玉)

③崇徳院於讚岐、御自筆以血令書五部大乘經給、件經奧、非理世後生料、可滅亡天下之趣、被注置、件經傳在元性法印許、依被申此旨、於成勝寺可被供養之由、以右大辨被仰左少辨光長、爲令得道

彼怨靈歟、但尤可被豫議歟、未供養之以前猶果其願、況於開題之後哉、能々可有沙汰事也、可恐々々、(吉)

十七日

院御使被遣江州之間事、下官同可被問之由有仰、而依御不例、稱無骨之由、泰經不參云々、此事無謂、來亭問之、不可依所勞事也

但如此事、偏顧問、可悅也、(玉)

十八日

近日京中京外運東運西、誠是怨靈之所爲歟、(吉)

二十一日

①今日新三位中將資盛卿、舍弟備中守師盛、并筑前守定俊等、爲家

子相從、資盛卿雜色懸宣旨於頸、相伴肥後守貞能、午刻許發向、都廬三千餘騎、法皇密々有御見物、經宇治路赴江州、資盛着水干

小袴、帶弓箭云々、(吉)午刻、追討使發向、三位中將資盛爲大

將軍、肥後守定能相具、向多原方、經予家東小路、富小家僕等、密々見物、其勢千八十騎云々、備計之日來、世之所推、七八千騎、

及萬騎云々、而見在之勢、僅千騎、有名無實之風聞、以之可察歟、

(玉)新三位中將資盛卿以下爲追討使向宇治、其勢三千餘騎、(百)

②今夜、法皇臨幸法住寺殿、事火急之時、可有行幸之故云々、(玉)

二十二日

①源氏等已着東坂下、相率方大衆々等、已登叡山由、自曉更風聞、

(吉)(百)住山僧綱等各逃下云々、(中略)源氏等上東坂并東塔惣持院、構城郭居住云々、(吉)地武士等登台嶽、集會講堂前云々、

日來登山之僧綱等併下京、但座主一人、不下京云々、無動寺法印、同以下京、(玉)

②院宣到來、(中略)仰云、依賊徒事、可有行幸院、今日復日、可

何様哉、又賢所渡御京外無先例云々、可有憚歟、又日來禁中武士祇候、於院御所者無此儀、御同宿之間何様可被進止乎、(中略)

右大辨定申云、（中略）賢所事、御坐洛外無先例、奉渡大内温明殿、被守護可宜歟、（中略）次予（中略）申云、（中略）賢所事、遷御京外之條、行幸攝州福原之外、先例不候歟、然而今度逆亂未曾有事也、有行幸者、尤可被相具、於各別儀者、先專其恐候歟、（中略）次源羽林申云、（中略）賢所、雖有行幸、暫猶御閑院、隨事體、臨期可被奉渡歟、（中略）梅納言申云、行幸日次、并賢所事、同左大辨、（中略）大理、三ヶ事各同左大辨、三條納言、兩條同兩條同左大辨、（中略）民部卿、日次并賢所事、大略如予申云々、（中略）堀河大納言、（中略）賢所事不被申子細、（中略）平大納言、大略被同予、（中略）皇后宮大夫被同予、（中略）内府被申云、（中略）賢所各別之儀、都不可候、平治事前車不忘也、（中略）賢所可御大内温明殿歎之由、先日預顧問之時、令執申了、是事猶闊々間儀也、於今者事已急、可御行幸御所者、（吉）（百一略）

③午刻許、平中納言、知盛、三位中將重衡、等向勢多、共着甲冑、兩人勢及二千騎云々、（吉）

④又入夜按察大納言頼盛、下向、今夜各宿山科邊云々、（吉）山シナガタメニ大納言頼盛ヲヤリケレバ再三辭シケリ、頼盛ハ治承三年冬ノ比アシザマナル事ドモ聞エシカバ、ナガク弓箭ノミチハステ候ヌル由、故入道殿ニ申テキ、遷都ノコロ奏聞シ候キ、今ハ如此事ニハ不可供奉ト云ケレド、内大臣宗盛不用也、セメフセラレケレバ、ナマジイニ山シナヘムカイテケリ、（愚一二十四日夜）

⑤卯刻人告、江州武士等、已入京六波羅邊、物騒無極云々、（玉）

⑥又聞、十郎藏人行家入大和國、住宇多郡、吉野大衆等與力云々、仍資盛、貞能等、不赴江州、相待行家之入洛云々、貞能去夜宿宇治、今朝欲向多原地之間、有此事、仍止彼前途、相待此入洛云々、

(玉)

⑦又聞、多田藏人大夫行綱、日來屬平家、近日有同意源氏之風聞、而自今朝忽謀反、横行攝津河内兩國、張行種々惡行、河尻船等併點取云々、兩國之衆民皆悉與力云々、（玉）

⑧又聞、丹波追討使忠度、其勢非敵對之間、歸大江山了云々、（玉）二十三日

①風聞云、衆徒等申云、凶徒等已居住山上了、及合戰者、無異議天台佛法令破滅歟、可被和平之由、可被仰下之旨、以座主令院奏云々、（吉）

②今旦、法皇渡御法性寺御所云々、依世間物念也、（玉）二十四日

①午始許參院、（中略）仰云、成廳下文、可遣推問使於賊徒許、其狀跡各可議定申者、（中略）右大辨示出和親之儀、兼光云、全不承此旨、又大藏卿參會、本奉行人也、全無和親儀之由示之、右大丞僻事歎、和親與推問、尤可有差別之旨、殊被申子細、（吉）

②十郎藏人行家超伊賀、已着大和國宮河原之由、別當僧正被申殿下、（吉）

③資盛卿相具貞能可歸參之由、爲泰經奉行被仰出云云、奉追討者、未聞此例、而間猶不歸洛、本是宿宇治坂邊、自件所廻八幡南、向河尻方、是稱多田下和、太田太郎頼助、或押取鎮西糧米、或打破乘船等、或燒拂河尻人家云々、爲鎮此事、先行向云々、於資盛卿者、給宣旨人也、自院可被召遣、至于自余輩者、私遣了、直可召返之由、前内府被申云々、變々沙汰、上下迷是非、（吉）

④多田藏人大夫行綱依有叛逆聞、爲定長奉、被遣御教書、其請文狀云、近日謬說出來歎、但可被遣軍兵之由、依風聞、近邊雜人等走騒歎、早可加制止者、雖進此請文、其牴如叛云々、（吉）

⑤又或人云、可有遷都氣出來云々、但密事也、但不出自叡慮事歎、

(吉)

⑥及曉更行幸法住寺殿、(吉) 今夜可有夜打之由風聞、仍忽行幸法性寺殿御所給、及曉天云々、(玉) 天皇俄行幸法住寺殿^{上皇}御所、内侍所同渡御、(百)

⑦夜半上皇密々出御法住寺殿、臨幸觀山、院中男女不知之失度、(百) 廿四日ノ夜半ニ法皇ヒソカニ法住寺殿ヲイデサセ給ヒテ、鞍馬ノ方ヨリマハリテ横川ヘノボラセヲハシマシテ、アフミノ源氏ガリコノ由仰ツカハシケリ、タゞ北面下臍ニトモヤス、ツ、ミノ兵衛ト云男御輿カキナンドシテゾ候ケル、曉ニコノ事アヤメ出シテ六ハラサハギテ、(愚)

二十五日

①未明法皇出御法住寺殿、不知何方逐電令密幸給之由、有風聞之說、或信或不信周章之間、及辰刻聞定説、(中略) 後聞、法皇去夜被遣御書於前内府許云、若及火急者、何様可令存知御乎、臨期定令周章歟、可被申其子細、其御返事云、無左右參入可候御所者、奉具法皇主上、無左右可逃退海西之由、内々有支度之旨、世以推之、又銘勅慮歟、又北面者之中、祇候彼邊之輩等、令伺形勢云々、行幸成之間、偷以出御、令參新熊野新日吉等給、儲御輿、經鞍馬路、先令渡横川給、右馬頭資時朝臣、大夫尉知康等之外、他人不候、於山上、權僧正俊堯、法印尊澄等、殊以早參云々、次第御巡拜、了着御東塔圓融房云々、(吉) 寅刻、人告云、法皇御逐電云々、此事日來萬人所庶幾也、而於今次第者、頗可謂無支度歟、子細追可尋聞、卯刻、重聞一定之由、(中略) 或人告云、法皇御登山了、人々未參、暫之有祕藏云々、(玉)

②同院御之由、彼人々奉具主上御乘車南轅赴海西、事之殊勝可謂未曾有、(中略) 風聞云、院密幸之由、及辰時前内府聞之、差左中將清經、行幸早可成之由被申、殿下令宿侍直盧給、公卿已下諸司不

可候、可何様乎之由、有御返答、不及是非、可爲御車之由、重被申之、殿下忽昇給、主上御乘車、御乳母二人、并按察局、御乳人一人、遼江、劍璽等御同車、事次第筆墨難及歟、平大納言時忠、忽自里亭參上、内侍所^{取御鏡}許、并玄上鈴鹿御笛管、御倚子時簡等令取之、一身奉行之、職事等雖宿近邊皆以逃去、殿下同令扈從給、即遷御六波羅泉亭、建禮門院、八條殿等、駕別車連轍、一族人々周章馳出、非武士人、平大納言并息中將時實朝臣之外不聞、(吉) 及巳刻、武士等奉具主上、向淀地方了者、在籠鎮西云々、前内大臣已下一人不殘、(玉) 平家黨類前内大臣已下率一族出奔西國、天皇建禮門院同奉相具、内侍所神鏡、神璽、寶釦、時簡、殿上御倚子、玄上、鈴鹿、皆以相具、(百) 辰巳午兩三時バカリニ、ヤウモナク内ヲグシマイラセテ、内大臣宗盛一族サナガラ鳥羽ノ方へ落テ、船ニリテ四國ノ方ヘムカイケリ、(愚)

③而間南方有火、奇尋之處、六波羅邊前内相府已下人々家々云々、(吉) 六波羅、西八條等舍屋不殘一所、併化灰燼了、一時之間、煙炎滿天、(玉) 六波羅以下家同時放火、洛中騒動、無物于喻、(百) 六ハラノ家ニ火カケテ焼ケレバ、京中ニ物トリト名付タル者イデキテ、火ノ中ヘアラソイ入テ物トリケリ、(愚) 八条の蓬壺六原の蓮府、暴風ぢりをあけ、煙雲ほのぼをはけり、(六代勝事記)

④殿下令扈從給、而自途中西轍逐電、物念之間、武士等不知此旨、内藏頭信基朝臣在御共、雖奉留無御承引云々、誠是氏明神冥助歟、先令落着信範入道知足院給、次令向西林寺給、(吉) 攝政自然遁其殃、逃去雲林院^{信範入道堂邊}方了云々、(玉) 攝政扈從、即遷御六波羅泉亭、建禮門院准后駕列車轍、攝政自途中廻轍逐電、(百) 攝政ノ近衛殿ハ一定グシテ落ヌラント人ハ思ヒタリケルモ、チガイテト、マリテ山ヘ参リニケリ、(愚) 普賢寺攝政殿は平家とひとつ

におはしまししかば、壽永に宗盛公以下西海におもむきし時、おなじく關西の道におぼしたちて、五条大宮邊まで行幸に供奉し給けるに、うしろより黃衣の神人まねきたてまつると御覽じて、御車をとどむれば、神人みえず、又御車をすすむればさきのごとし、かくする事二三度になりにければ、春日大明神おぼしめす様あるにこそとおぼして、轍を北にしてとどまり給にけり、前後うちかこみたる武士のなかをわけて御車をやりかへされけるを、とがむる人なかりけるもふしげの事になん（春日權現験記）

⑤ 大原辻并河合邊守護武士左馬頭行盛已下引返了、（吉）

⑥ 経正但馬守者、故御所御時祇候之童也、手操四弦、心学六義、然間被下預青山於紅顏、理髮之後、多歲之程、彼琵琶不離身、唯相

同居易之南華篇、雖然寿永之秋、俄辭禁中之雲上、欲赴外境之月

前、于時経正持參青山返上畢、（左記）

⑦ 臨夕新三位中將資盛卿率舍兄維盛卿及舍弟等及肥後守貞能率八百餘騎軍兵、自山崎邊引歸、入住蓮華王院、相逢源氏可合戰云々、或說、可然卿相等各可虜之由風聞、洛中重以騷動、皆悉逃走、或說、小松内府子息等可歸降之由云々、不申達之由、後日聞之、又可燒拂京中之由風聞、

然而無指所爲、各迎取妻子等、翌日天曙之後、猶以下向、其勢過

半落了、眞龍先勢之謂歟、然而歸入之條感氣人相交云々、（吉）

申刻、落武者等又歸京、敢不信用之處、事已一定也、貞能稱一矢可射之由云々、或又奉具主上及劍璽賢所等、欲趣鎮西、而不可無天任運、奉念三寶（玉）頼盛卿一類留京都、（百）ソノ中ニ頼盛ガ山シナニアルニモツゲザリケリ、カクト聞テ先子ノ兵衛佐爲盛ヲ使ニシテ鳥羽ニヲヒツキテ イカニト云ケレバ、返事ヲダニモエセズ、心モウセテミエケレバ、ハセカヘリテソノ由云ケレバ、ヤガテ追様ニ落ケレバ、心ノ内ハトマラント思ヒケリ、又コノ中

二三位中將資盛ハソノコロ院ノオボエシテサカリニ候ケレバ、御氣色ウカドハント思ケリ、コノ二人鳥羽ヨリ打カヘリ法住寺殿に入リ居ケレバ、又京中地ヲカヘシテアリケルガ、山ヘ二人ナガラ事由ヲ申タリケレバ、頼盛ニハ、サ聞食ソ、日比ヨリサ思食キ、忍テ八條院邊ニ候ヘト御返事承リニケリ、モトヨリ八條院ノヲチノ宰相ト云寛雅法印ガ妻ハシウトメナレバ、女院ノ御ウシロミニテ候ケレバ、サテトマリニケリ、資盛ハ申イル 者モナクテ、御返事ヲダニ聞カザリケレバ、又落テアイグシテケリ、（愚）

二十六日

昨日歸京武士等、無成而又逃去了、歸京之本意、未知其詮、武勇之王庭弱、所行之尾籠、奇異之至、取喻無物、（玉）

「平家物語」諸本の記事と歴史資料の記事
前章に纏めた記事が「平家物語」の主な諸本ではどのようになつてゐるかを、先学の研究等を踏まえながら、改めて次に考察して行きたい。猶、本稿で取り上げる諸本は、延慶本・四部合戦状本・覺一本・屋代本・長門本・源平盛衰記・南都本の七本である。

前章に纏めた記事の中、「平家物語」諸本の多くで最初に取り上げられるのは、七月八日、十二日に記されている平家公卿十人の比叡山延暦寺への連署である。筆者は、前記拙稿「『平家物語』と『吉記』」依拠関係から「平家物語」を見る」で「平家物語」の平家公卿連署のところを「吉記」に依つたものとして扱つたが、前章で分かるように「六代勝事記」との関係がより深いのである。このことは、早く後藤丹治氏が「戦記物語の研究」^{〔註五〕}で記事を対照して示されていたが、前記拙稿ではそのようなことに言及していない。

この記事は、延慶本・覺一本・屋代本・長門本（・南都本）では、

木曾義仲が越前国府辺りから山門の大衆に送った牒状、源氏に付くことを伝えたその返牒に続けて記される。連署の日付は、延慶本・屋代本・長門本が「七月日」、覚一本が「七月五日」となっている。又、覚一本では資盛と通盛の署名の順が入れ代わってい、屋代本には宗盛一人の署名しかない。更に、延慶本・長門本には宗盛名の寄進状が付いている。その日付は延慶本が「七月十日」、長門本は「七月二十九日」である。^(注六)さて、これらの諸本では、山門の大衆への義仲と平家双方からの働きかけが焦点となっている。場面も越前国から一気に比叡山に飛ぶことになる。この働きかけの競争で平家は遅れを取り、山門が源氏方にまわってしまってから与力を求める連署を送った、というのがこれらの諸本の文脈である。寄進は、平家方の働きかけの切り札とも言うべきものであろう。延慶本の「十日」は『吉記』から勘案したかと見えるが、長門本の「二十九日」では都落ちになってしまっている。又、屋代本・長門本（・南都本）では「既ニ送源氏同心返牒ヲ之上ハ不及改其儀トテ計容スル無大衆」（屋代本）でこの章段が終わるのであるが、延慶本・覚一本では、更にその後に日吉山王の意向を伺つたことが付け加えられている。覚一本ではこの挙に出たのが平家方の明雲座主となつてるので、それなりに理解出来るが、延慶本が源氏方の恵光房律師としているのは理解しがたい。

四部合戦状本・南都本も、延慶本等四本と同じく、源氏に付くことを伝えた山門の返牒の後に連署を記すのだが、連署の前に他の兵革祈願が合わせ記されている点が異なる。その兵革祈願は四部合戦状本では、比叡山上での七仏薬師供養となつてるので、場所は一致しているが、七仏薬師供養が七月十七日、連署の日付が「七月十五日」と期日が前後している。ということは、実際は山門の返牒の前に連署を出したことになるのだが、平家の山門への働きかけを纏めた方が良いと考えたのであろうか。七仏薬師供養も『吉記』に依拠していると

見られる章段で、前記拙稿で考察を加えている。猶、四部合戦状本には寄進状が付いているが、その日付は無い。南都本は、巻七末を見るに延慶本・覚一本・屋代本・長門本方の本であったかと見られるが、それに続く巻八冒頭部では「兵乱ノ時ハ必御願ヲ立ラレキ」という趣旨が、山門と全然関係のない伊勢大神宮への祈願に関してごたごたと述べられている。伊勢大神宮への祈願も『百鍊抄』にあり、歴史資料に依つた記事と見られる。南都本の連署の日付は「六月日」（但し、本文中に六月十一日のこととある）で、寄進状は無い。猶、四部合戦状本・南都本は、屋代本・長門本のように大衆の反応を記して章段が終わり、日吉山王の意向を伺うという記事は無い。

右に取り上げて来た六本に対しても源平盛衰記は、早く『参考源平盛衰記』^(注七)が「按諸本 平氏贈書于山門者 在木曾既贈書之後也」と記しているように、義仲と山門大衆の牒状の交換より前にこの連署を記している（後記平家軍の都防衛の手分け、発向参照）。源平盛衰記の文脈は、北陸道遠征軍の惨敗を受けて、（六月）五日院の御所で義仲軍対策に就いての公卿僉議があり、十日には延暦寺で薬師経の千僧御読経（四部合戦状本の七仏薬師供養）が始まると共に、伊勢大神宮にも祈願がなされ、それに追加されるように連署が発せられたことになつてている。但し、連署の日付は一月後の「七月日」、寄進状の日付は「七月十九日」である。源平盛衰記は、前段落で取り上げた四部合戦状本・南都本それぞれの連署直前の祈願を、この順に並べて生かしたものという恰好になつてている。連署の後も、四部合戦状本・南都本と同じく大衆の反応のみで終わっている。猶、院の御所での公卿僉議も『吉記』に依つたと見られている章段で、前記拙稿で考察を加えている。

に記されている筑後前司重貞の注進である。言うまでもなくこれらは、史実上は、七月の連署よりも前の事柄である。又、いずれも『吉記』に依つたと見られている記事で、前記拙稿で考察を加えている。

先ず、貞能の上洛から見てゆくことにする。

延慶本・四部合戦状本・覚一本・屋代本・長門本では、貞能の上洛は平家公卿連署の後、重貞の注進よりも前に記される。源平盛衰記と南都本では、重貞の注進の後に記され、西国へ逃げ延びる方針の決定から維盛が都落ちについて北の方に話をする場面に続いて行く。上洛の日は、南都本が『吉記』の通り、延慶本・四部合戦状本・長門本・源平盛衰記が一月遅れの七月十八日、覚一本が七月十四日、屋代本になると七月二十日となっている。

重貞の注進よりも前に貞能の上洛を記す五本の中、延慶本・長門本は、もと平氏公卿の連署から重貞の注進に続いていたかとも見られる文脈の中に貞能の上洛が入っている（日時は、月の記載はなく、「十八日」とだけある。後記参照）。従つて、延慶本・長門本（共通祖本旧延慶本）は、貞能の上洛を公卿連署と共に平家の都防衛策の頼みの綱と位置付け、都落ちへの展開を勘案して公卿連署より続くところに配したのではなかろうか。四部合戦状本は、延慶本・長門本と同様に公卿連署からこの章段に続け（但し、重貞の注進に続いていたような文脈は無い）。この点は、覚一本・屋代本に類する）ながら、この記事からは、源平盛衰記・南都本のように西国に逃げ延びていく方針の決定、維盛の北の方への話へと展開し、その後に重貞の注進が出て来るということになっている。猶、延慶本・長門本・四部合戦状本では、上洛してきた軍勢は九百余騎、『吉記』よりも少ない数になつてゐる。覚一本・屋代本は、公卿連署が奏功しなかつた後に、貞能が三千余騎を引き連れて上洛したと、一息つかせ、「鎮西は纔にたいらげども、東國北國のいくさいかにもしづまらず」と記して、重貞の注進に続い

て行く。覚一本・屋代本は、延慶本・長門本の記事の配列を生かして、日時を虚構し、起伏に富んだ展開を作り出したと言えそうである。源平盛衰記と南都本は、重貞の注進の後に貞能の上洛を記す。南都本はいざれも『吉記』の通りの日時、源平盛衰記はそのほぼ一月遅れ（重貞の注進が一日早い）となつていて。従つて、これら二本は、史実の流れに従いながら、西国への都落ちが貞能の上洛直後から話に上つていたことを示そうとしたものと見られる。両本共に前記のように維盛の北の方への話に流れて行くのは、この意味であろう。猶、貞能の上洛の後、平家が情勢をみて次第に心弱くなり、都落ちを決めるところであるが、源平盛衰記は、都落ちを決意した宗盛と決戦を主張する知盛達との意見の相違を描く（南都本には知盛達の反論する場面がない）。

次に、重貞の注進について記す。

重貞の注進は、「平家物語」では歴史資料六月二十九日の京都の大騒動などと結びつけられている。都の大騒動が冒頭に記され、その後、重貞の注進がその原因であつたらしく記されるという構成である。重貞の注進（都の大騒動）の日は、南都本が『吉記』重貞注進の日の六月十三日、延慶本・長門本がその一月遅れの七月十三日、源平盛衰記はその一日前の十二日、四部合戦状本は二十日、覚一本・屋代本は更に後の二十二日とする。

南都本は、歴史資料の通り六月十一日の延暦寺での七仏薬師供養の次にこの記事を記し、十八日の貞能の上洛となつてゐる。南都本は、平家公卿の連署を繰り上げて十一日としているので、平家の山門への働きかけの失敗を畳みかけて、その後に記すのがよいと考えたのである。この南都本に近いのが源平盛衰記である。源平盛衰記では、平家公卿連署の次に重貞の注進が配されているのであるが、日時を見るところ、この注進は、十九日（寄進状の日付であるが）の平家公卿連署を

飛び越えて、十一日の延暦寺千僧御読経、伊勢大神宮への祈願に続くものとなつてゐる。一方、源平盛衰記と対照的に平家公卿連署あたりから続くとするのが、延慶本・長門本である。延慶本（・長門本）では、前述のように十八日の貞能の上洛から一転して時間を逆上り、平家公卿連署から三日後のこととなる（長門本は、寄進状の日付が七月二十九日となつていて、延慶本と異なる）。

覚一本・屋代本・四部合戦状本は貞能の上洛の後に重貞の注進を記す。覚一本・屋代本は、「鎮西は纔にたいらげども、東國北國のいくさいかにもしづまらず」と、義仲軍への不安に戻つたところで、都の大騒動を記し、平家軍の手分けという展開になつてゐる。覚一本・屋代本では、重貞の注進から一気に都落ちの混乱へと、場面を虚構している。四部合戦状本は、前記のように貞能の上洛から維盛の話へと統けているのであるが、覚一本・屋代本に類する流れと見なせよう（ただし、重貞の注進の前に「七月二日、源氏の先陣は、既に近江国に付きて、人を通さずと風聞しける程に」という文が入り、場面を転じてゐる風ではある）。

「平家物語」諸本で貞能の上洛、重貞の注進に統いて描かれるのは、平家軍の都防衛の手分け、発向である。

ここでは、先ず、前記歴史資料の記す義仲軍の動きを概説することから始めたい。六月二十九日、義仲は近江国に入り、延暦寺の悪僧も源氏方に付いたことである（吉）。七月一日には義仲軍の手分けが伝えられている（玉）。（九日には、金峯山、多武峯の大衆の蜂起も伝えられる（吉）。翌十日には、遂に義仲軍が瀬田に着いたという噂がある（吉）。十六日になると、行家が伊賀国に、範頼軍らしいものが大和国に入ったことが伝えられている。又、十三日以前から丹波国での合戦が続いているようである（吉）。二十二日、義仲軍は、東坂

下に着くやいなや東塔惣持院に城郭を構えたらしい（吉・玉）。この日には、行家も大和国に入ったと伝えられ、一方、行綱の謀反で、攝津国、河内国も源氏方に寝返つたとのことである（玉）。

次に、歴史資料の記す右の義仲軍の動きに対する平家軍の手分け、発向を見て行きたい。六月十二日には、既に近江国守護の為に近江国の各庄の兵士や宗盛の家人を招集しているようである（吉）。七月一日に記されている貞能の意見は、追討使は派遣せず、瀬田の辺りに防衛線を張るというものであった（玉）。五日からは、先の延暦寺の僧綱達の奏聞を受けてであろうか、和親の為に推問使を派遣することが十七日ごろまで検討されている（玉・吉）。この間、十六日には忠度が丹波国に派遣されている。二十一日には、資盛を中心に貞能を伴つた追討使が発せられている。この追討使は宇治・多原方面から近江に向かおうとしたものようである（吉・玉）。二十二日には、知盛・重衡軍が瀬田に（吉）、頼盛が山科に（吉・愚）発向している。しかし、この日には、資盛の追討使は近江国への進撃を止め（玉）、忠度軍も退却している（玉）ようである。

今度は、「平家物語」諸本について見て行こう。

先ず、義仲軍の動きである。義仲軍が近江国に入ったのは、四部合戦状本を除く諸本では、重貞の注進によつて伝えられている（日時は前出）。四部合戦状本には、重貞の注進の前に、七月一日の風聞がある（南都本にもある）。延暦寺が源氏方に付いたのは、山門からの返牒の日である。義仲軍の手分けに相当するのは、東山道と北陸道の二手に分けて攻め上つたということになろうか。これは、延慶本・長門本・源平盛衰記・南都本では六月上旬、四部合戦状本では七月上旬とされる（覚一本・屋代本には無い）。義仲軍が比叡山を占拠したのは、行家の進軍、行綱の策動（歴史資料と同じ）、丹波国からの進軍（足利判官代義清の名を記す）と同日に記される。その日時は、四部合戦

状本・覚一本・屋代本・源平盛衰記・南都本では二十二日、延慶本・長門本は、重貞の注進より前の十日とする。但し、四部合戦状本と南都本は、その前日の二十一日に、義仲軍の第一陣が比叡山に入つたとしている(四部合戦状本では噂となつてゐるが)。又、延慶本・長門本の日時は誤りがあつと思われる(延慶本の宗盛の寄進状の日付と同日)。猶、行家の進軍は、延慶本・長門本では「吉記」と同じ伊賀国から大和国、四部合戦状本と源平盛衰記では伊勢国から大和国、南都本では伊賀国から都、覚一本・屋代本では宇治から都と、他の部隊と違つて異同がある。ともかく、「平家物語」は総じて記事を集約していると言えよう。

「平家物語」の記事の集約は、次の平家軍の手分け、発向を見ればますます明らかである。前記のように歴史資料を見ると、七月二十一日以前に京都において対策の動きや一連の議論があつたのである。しかし、「平家物語」は、それには全然触れない。さて、「平家物語」の描く平家軍の手分け、発向であるが、当道系の覚一本・屋代本と他の五本とで以下のように異なる。当道系以外の五本では、歴史資料にある資盛・貞能軍と宗盛の本隊というべき知盛・重衡軍の二隊に集約されている。二隊の発向の日は、四部合戦状本・源平盛衰記・南都本では歴史資料の通り前者が二十一日、後者が二十二日だが、延慶本・長門本は二隊共に十三日とする。進路もほぼ歴史資料の通りであるが、大きく異なるのは、知盛・重衡軍も近江国を目指したとされていることである。この点では、十三日の重貞の注進を受けての行動とする延慶本・長門本が理解しやすい(源平盛衰記も、十二日の噂に対する行動とするが、軍勢の発向との間に十日程のずれがある)。一方、当道系の覚一本・屋代本では、後白河法皇の命じた追討使資盛が全く登場しない。貞能だけは別日に、既に発向していたことが記されている。従つて、平家軍として描かれるのは、知盛・重衡軍と、歴史資料に出

て来ない通盛・教盛軍とである(二隊という点は、当道系以外の諸本に一致している)。発向の日は、どちらも二十二日である(この二本では、この日に重貞が義仲軍の比叡山占拠を注進したことになつてゐる)。進路は、京都防衛に限られ(近江国を目指すという表現がない)、知盛・重衡軍は歴史資料の通りに瀬田のようだが、貞能軍は河尻に最初から向かつたようになり、代わりに宇治には通盛・教盛軍が向かつたことになつてゐる。「平家物語」の中では覚一本・屋代本が最も集約化が進んでいると言えよう。猶、歴史資料の丹波国に向かつた忠度、山科に向かつた頼盛の発向は、「平家物語」には記されない。又、平家軍の退却は、当道系以外の諸本では林六郎軍が惣持院を城郭としたのを聞いて、覚一本・屋代本では源氏軍が所々から迫ると聞いて、となつてゐる。猶、諸本の中で、源平盛衰記は、配列などが他本と大きく異なつてゐる。即ち、七月二十二日の知盛・重衡軍の発向、義仲軍の各地への進行を記した後、源平盛衰記は、越前国府での評議に戻る、そして、七月十日の義仲の牒状、十六日頃のその返牒を記して、義仲軍の比叡山占拠、平家軍の総退却という展開になる。この展開は、平家に即して軍の発向までを辿つて来た後、今度は義仲軍に即して比叡山占拠の経緯を辿り、栗津で知盛軍(重衡軍と別れている)と加賀国住人太田、倉光などが遭遇して、合戦に及ぶという運びで、意外に見事で息の永い、長編小説流の工夫ではなかろうか。

義仲軍が比叡山を占拠したりして、平家軍が都に引き返した後に「平家物語」が記すのは、後白河法皇の逐電、比叡山入りである。

この項も先ず歴史資料の記す法皇の動きから見て行きたい。七月二日には、義仲軍が都に入つて来た時、仙洞御所に行幸することなどが議論されている(玉)が、ここで論じられていることは、法皇の耳にも入つていたであろう。「愚管抄」によれば、法皇は、七月

上旬には藤原範季と源氏に付くことで合意していたことである。

十六日からは序下文を義仲軍に遣わす手続きが取られている（玉）。

二十一日の資盛を大将とする追討軍の発向を法皇は見物してい（吉）、その夜は、法住寺殿に御幸している（玉）。二十二日には、安徳天皇の仙洞御所への行幸や仙洞御所の警備のことを下問している（吉）。

二十三日には又法住寺殿に御幸している（玉）。二十四日には、推問使のことが院御所で議論されている。また、資盛軍を呼び戻すことを宗盛に図っている。夜には、宗盛に火急の時の処置を聞き、天皇の法住寺殿への行幸の間、隙を見て御所から逐電した（吉）よう見える。

「平家物語」は、右に記した法皇の動きの内、二十四日以前の動きには一切触れない。延慶本・長門本は、「吉記」の「北面者之中、祇候彼邊之輩等、令伺形勢云々」に沿って、二十四日亥刻の天皇の六波羅への行幸の折、小山田別當有重から北面の武士が都落ちを聞き出しへ、法皇に報告したので、逐電に至つたと描く。覚一本・屋代本は、これに対して、同じ「吉記」の「奉具法皇主上、無左右可逃退海西之由、内々有支度之旨、世以推之、又銘覩慮歟」の通り、「法皇をば内々平家のとり奉て、都の外へ落行べしといふ事をきこしめされやありけん」（覚一本）と記して、法皇の逐電を描く。^(注八)一方、四部合戦状本・南都本は、このようないき事は一つもなく、二十五日の橋内左衛門の注進で、法皇の逐電を衝撃的に伝える。記事の配列は、延慶本・長門本が維盛の北の方への話から北面の武士の前記報告、宗盛の建礼門院への方針の説明と統け、宗盛が報告を行つている間に逐電したと記す。延慶本・長門本は、都落ち直前の人々の動きに焦点を当てているようだ。覚一本・屋代本は、維盛の話も北面の武士の報告も無いので、宗盛の建礼門院への説明から法皇の逐電となつていて、四部合戦状本・南都本も、維盛の話が前に出ていて、ここにないので、覚一本・屋代本と同じ続きとなつていて、後白河法皇の逐電も前記拙稿で取り上げ上げている。

てある。

後白河法皇の逐電の次に「平家物語」の記すのは、二十五日②の安徳天皇の都落ち、③の平家六波羅邸焼亡である。

「平家物語」の安徳天皇の都落ちは、前記拙稿で記したように「吉記」に依ったものと見られている。しかし、天皇の乗り物を「吉記」のように「御車」とする「平家物語」は無い。「吉記」によれば、建礼門院は六波羅泉殿で安徳天皇と一緒になつたようであるが、「平家物語」では内裏から同道したと描いている。しかも、延慶本・覚一本・長門本・源平盛衰記は、天皇と建礼門院を「同輿ニタテマツル」としている（四部合戦状本にはこのようないき表現はない。屋代本・南都本はいずれとも取れる）。又、延慶本・四部合戦状本・長門本・源平盛衰記では、建礼門院が神璽、宝剣を預かることになつていて（覚一本・南都本では持ち去つたという事実のみを記す。屋代本は脱文）。時忠が駆けつけて、安徳天皇の所持すべきものを持ち運ばせたということは、ほぼ「吉記」の通りに記されている。「吉記」によれば、内侍所を同道するかどうかは議論になつたところで、鏡だけを取り出して持つて行つたようであるが、「平家物語」は、このことには触れない。^(注九)

平家六波羅邸焼亡を「平家物語」が「文選」や「和漢朗詠集」などに依つて描いていることは、早く御橋惠言が指摘している。「平家物語」諸本で六波羅邸焼亡を安徳天皇の都落ちに続けるのは、延慶本・四部合戦状本・長門本・源平盛衰記・南都本で、当道系の覚一本・屋代本は維盛の都落ちから六波羅邸焼亡という展開になつていて、

平家六波羅邸焼亡の次には、二十五日の摂政基通の落ち留まりを取り上げたい。

摂政落ち留まりは、前記拙稿で取り上げたのであるが、「平家物語」

の記事は、「吉記」よりも「春日權現驗記」に近いものになっている。

『吉記』には、基通が宮中に宿直していて、安徳天皇に従つて六波羅までは同道したことを記しているが、「平家物語」（四部合戦状本には無い）はこの部分には全く触れない。「平家物語」の記事は、「吉記」の「誠是氏明神冥助歟」という感想から発生した説話に依つては、その「説話の一つの完成型が「春日權現驗記」であろう。

「平家物語」「春日權現驗記」に共通して登場しているものは、春日大明神の使いと思われる人物の出現であるが、「平家物語」には、その他に二つの要点があると考えられる。それは、「吉記」に記されない進藤左衛門と言う人物と「イカニセム」云々の託宣歌である。進藤左衛門の登場する延慶本・覚一本・屋代本・長門本・源平盛衰記・南都本の摂政落ち留まりは、進藤左衛門といった摂政近侍のものの手柄話が関わっていることを物語つていよう。その近侍者の手柄話の姿は南都本が最も良く伝えていていると考へる。^{注一}「イカニセム」云々の和歌は、延慶本・覚一本・南都本にある。

「平家物語」諸本の記事の配列であるが、摂政落ち留まりを天皇の都落ちに続けて記すのは、覚一本・屋代本の当道系諸本である。源平盛衰記が当道系に近く、天皇都落ち、六波羅邸焼亡からこの摂政落ちまりに続けている。これら三本に対して、延慶本・長門本は、都落ちした平家の名寄せの後に摂政落ち留まりを記し、貞能軍の都返りに続ける。南都本は、池大納言頼盛の落ち留まり、摂政落ち留まり、貞能軍の都返りと続け、延慶本・長門本に近いところをもつ。

小松家の公達、貞能の動きから見て行く。小松家の公達について見て行きたい。

小松家の公達、貞能の動きから見て行く。小松家の公達について見て行きたい。

小松家の公達、貞能の動きから見て行く。小松家の公達について見て行きたい。

方は維盛が中心であるという大きな相違点がある。

歴史資料の資盛・貞能の追討軍の発向以後を辿ると、二十一日の①、二十二日の⑥、二十四日の③、二十五日の⑦のようになる。ところが、「平家物語」では、先述のように、先ず覚一本・屋代本では資盛の兵を率いての行動がない。次に、当道系以外の五本では、義仲軍の比叡山占拠を受けて、この時点で資盛は都に返つたことになつてゐる。これららの虚構は、資盛が中心になつての小松家の公達の落ち留まりの動きを、維盛の妻子を都に残すという一連の動きに作り代える一環の工夫であつたに違いない。猶、貞能の都返りは、諸本に描かれているが、ここは「玉葉」が参照されているように見える。

次に、池大納言の落ち留まりを見て行こう。

池大納言頼盛の落ち留まつた事情を記した歴史資料は、二十五日の⑦「愚管抄」だけである。「愚管抄」の記す頼盛が山科に出兵していたこと、都落ちの連絡が無かつたので為盛が使者となつて宗盛に尋ねたこと、前記の資盛と共に法住寺殿に帰つて来たことなどを記す「平家物語」は無い。後白河法皇の意向を伺つたことは「源平盛衰記」にある（しかし、「忍テ八條院邊ニ候ヘ」という指示を受けたことなどは記されていない）。「平家物語」は、「愚管抄」と異なり、頼朝の言葉を頼みに落ち留まる頼盛を描き出していると言つてよかろう。猶、延慶本には、ここに太刀抜丸のことでの宗盛と疎遠になつていた旨の逸話が付いている。

頼盛落ち留まりの前からの続きは、延慶本・長門本が維盛の都落ちからとしているが、四部合戦状本・源平盛衰記・南都本は都落ちした平家の名寄せの後、覚一本では「青山之沙汰」の後、屋代本は六波羅邸焼亡の後となつてゐる。一方、頼盛の落ち留まりからは、延慶本・覚一本・長門本が小松一門の公達の到着、都落ちした平家の名寄せへ、四部合戦状本・源平盛衰記は貞能の引き返しへ、南都本は摂政の落ち

留まりへ、屋代本は畠山・小山田・宇都宮の東国帰還へと続け、さまざまである。延慶本・長門本には『愚管抄』の影があるよう見える。四部合戦状本・源平盛衰記は、『玉葉』の恐怖心を参照して、頼盛を描いたのではなかろうか。屋代本・南都本は、それぞれに類似の逸話を集めたかと見える。

最後に、二十五日⑥の経正の都落ちを記して、この章を終えることにしてよう。

経正の都落ちは、「平家物語」では、延慶本・覚一本・長門本・源平盛衰記・南都本に、琵琶青山に関する逸話と共に記されている。^(注二)配列は、延慶本・長門本が薩摩守忠度の都落ち、左馬頭行盛の都落ちから続けて、後は福原に着いた記事となっている。これに近いのが覚一本で、行盛の都落ちがないので、忠度の都落ちから直接続いているが、後ろは頼盛の落ち留まりとなっている。これら芸能佳話を集めている観のある諸本に対し、源平盛衰記は維盛達の合流と飛騨守景家の都落ち、落ち行く人々の名寄せの間、南都本は六波羅邸焼亡と維盛の都落ちの間にこの記事を配している。

纏めとして

前章で、歴史資料の記事と対照しながら、「平家物語」の主な諸本の記事の有り様を検討して来た。極めて複雑な様相を呈していたと思うので、次に、この間に筆者の気づいた「平家物語」諸本の描き方の特徴を記して、この稿を終えることにする。

本稿で扱った六月十二日から七月二十四日の後白河法皇の逐電までは、一月と十二日程の日数がある。「平家物語」諸本でも、南都本は、歴史資料の伝えるままに一月と十二日程の日数を使って、平家公卿の連署から法皇の逐電までを記している。しかし、その他の諸本は、一

月後の七月十二日頃からの十二日程にこの期間を集約している。特に注目されるのは、屋代本が貞能の上洛を二十日に、四部合戦状本・覚一本・屋代本が重貞の注進を二十日以後にそれぞれ押し下げていることである。これらの諸本では特に集約が著しいのであるが、それが当道系諸本とそれに関わりの深い本であることは、印象深い。このように「平家物語」諸本はそれに記事の集約を図っているのであるが、一月遅らすという方法と共に取られているのが、時間を逆上って、場面を切り換えるという方法である。これは、源平盛衰記が二回、延慶本・四部合戦状本・長門本・南都本が一回ずつ用いていて、当道系以外の諸本の特徴くなっている。

この期間の比叡山延暦寺は、歴史資料によれば、六月二十九日には既に平家方で纏まることは出来ず、源平の和与を唱えているが、七十日の記事などを見ると、その後も激しく揺れていたようである。しかし、「平家物語」は、延暦寺への義仲側と、平家側の牒状による働きかけで、延暦寺の帰趨が決定され、それによって、平家の都防衛も不可能になるという文脈で、この間を描いている。これは、高倉宮以仁王が旗揚げをした時の延暦寺の態度決定の場面に類似している。「平家物語」は、おそらくこの場面を意識しながら、以仁王の時とは逆という方向で、この期間を描いているのではないかと思われる。

重貞の注進から平家軍の発向までは、歴史資料では三十六、三十七日あるのであるが、平家軍の発向を繰り上げて同日に虚構している延慶本・長門本は平家軍が近江国を目指したとして、歴史資料にはない近江国確保の姿勢を描いて、場面を華々しくしている。一方、これとは逆に重貞の注進を繰り下げる覚一本・屋代本では、都防衛の受け身の姿勢に終始している（歴史資料で近江国を目指した資盛・貞能軍も出て来ない）。その代わりに、通盛・教盛軍を虚構して、華々しくはしている。緊迫性、華々しさは物語としてどうしても付与しなけ

ればならないものだったのに違いない。

猶、重貞の注進の場面は、歴史資料六月二十九日の京都の大騒動に重ねられている。このように複数の史実を重ねて一つの場面が作られていてることも、注目すべきことであろう。

本稿で示した歴史資料が様ざまに利用されている一方、「平家物語」には、拙稿「『攝政殿落留給事』をめぐつて—『侍』の物語など—」で指摘した近侍の者の手柄話などが取り込まれているのではないかとう思いは、ますます強い。

(注二) 昭和三七年。

(注三) 拙稿「『吾妻鏡』関東記事と『平家物語』」(『鹿児島県立短期大学紀要』平成一四年一二月)から。

(注四) 以下、(吉)のような略号を用いて、出典を示す。

(注五) 昭和一一年。

(注六) 寄進状には「併所廻向千僧供料」(延慶本)という表現があ

り、六月十一日の延暦寺千僧御詠経との関係が気になるが、連署と一連のものとして扱った。

(注七) 今井弘済、内藤貞頼考訂。元禄二(一六八九)年。

(注八) 前記拙稿では、この指摘が落ちていた。ここに記して補いたい。

(注九) 前記拙稿の「安徳天皇の都落ち」の項を改定して記した。

(注一〇) 「平家物語略解」昭和四年。

(注一一) 後出「『攝政殿落留給事』をめぐつて—『侍』の物語など—」院に戻つて来たといふことも、描くことが出来ない。又、貞能も一人

で都に戻つて来たように描く他ないのである。このように小松家の中

(注一二) 経正の都落ちは、拙稿「『平家物語』諸本の琵琶関係記事」心に一貫して維盛を据えるという「平家物語」の立場は、資盛以外の

(注一三) 『人文』平成一四年八月で取り上げている。

(一〇〇三年十月一日 受理)

人物の描き方にも大きく影響しているのである。又、天皇の都落ちの時、皇居から六波羅まで同道したのは摂政基通であるが、「平家物語」は、建礼門院が最初から一緒だったよう描いている。この他、延慶本・長門本・覚一本の経正の都落ちの配列に見られるような、類集という方法もある。